## 令和5年第23回

# 荒川区教育委員会定例会

令和5年12月8日 於)304会議室

荒川区教育委員会

### 令和5年荒川区教育委員会第23回定例会

1	日	時	令和5年12月8日			午後12時30分		
2	場	所	3 0 4	4 会議室				
3	出席	委員	教 育	<b></b> 長	高	梨	博	和
			教育長職務代理者 坂田 一郎					
			委	員	Ŋ١	林	敦	子
			委	員	長	島	啓	記
4	欠席	委員	委	員	繁	田	雅	弘
5	出席	職員	教育	部長	Ξ	枝	直	樹
			教育総	務 課 長	Щ	形		実
			教育施	設 課 長	的	場		寛
			教育施設計画	画担当課長	田	中	欣	也
			学務	課長	佐	藤	彰	洋
			指 導	室長	下	条	知	淑
			教育セング	ター所長	杉	Щ		茂
			文化交流技	推進課長	須	田	具	子
			生涯学	習 課 長	青	谷	宗	彦
			ゆいの	森 課 長	Щ	下	英	男
			書	記	齌	藤	_	幸
			書	記	丸	田	恭	雅
			書	記	宮	島	弘	江

#### (1)審議事項

議案第26号 荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

議案第27号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する 規則

議案第28号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

#### (2)報告事項

- ア 区議会定例会・11月会議について
- イ 第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査結果について
- ウ 令和5年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職選考合格者について
- エ 令和5年度合同表彰式の実施について
- オ 令和5年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査結果について
- カ 荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案について
- キ 伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の選考結果について
- ク 第16回柳田邦男絵本大賞関連イベント、表彰式及び講演会の開催について

#### (3)その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第23回定例会を開催させていただきます。 本日の出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

9月8日開催の第17回定例会及び9月22日開催の第18回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議なしということで承認といたします。

ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日は審議事項3件、報告事項8件となってございます。

初めに審議事項から御審議いただきます。議案第26号「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」及び議案第27号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は、いずれも同種関連がございます。一括して説明をさせていただき、御質疑を賜った後、1件ずつ御議決を賜ることにいたしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議なしということですので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、山形教育総務課長、説明を一括してお願いします。

教育総務課長 議案第26号「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する 規則」でございます。提案理由でございます。職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に 伴いまして、幼稚園教育職員の自己啓発等休業の承認を教育長が行えるようにするためでご ざいます。

経緯のところを御覧いただければと思います。令和6年度から新たに自己啓発等休業制度を新設するために、先日、令和5年11月10日の教育委員会定例会におきまして、職員の自己啓発等休業に関する条例に対して、教育委員会の意見聴取を行わせていただきまして、異議ないと承認されたところでございます。その後、令和5年度11月会議、昨日の本会議におきまして当該条例案が議決されましたので、関係する規則改正をするものでございます。

改正内容を御覧いただければと思います。幼稚園教育職員が自己啓発等の休業を申請した場合に、教育長が承認の決定を行えるようにするものでございます。教育委員会以外のところについては、任命権者でございます荒川区長が決定することになります。

施行期日については、令和6年4月1日でございます。

続きまして、7ページ、議案第27号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由及び経緯につきましては同様でございます。

主な改正内容でございます。自己啓発等休業中につきましては昇給等を行わず、復職した 段階で昇給をするというものでございます。

同じように施行期日については令和6年4月1日でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長 2件まとめて説明をさせていただきました。ただいまの説明につきまして御質疑等が ございましたら、お願いいたします。
- 坂田委員 前回の条例と併せて、こういった形で自己啓発のための環境整備をするのは非常に 重要なことだと思います。幼稚園だけではないですけれども、これからやはり自己啓発とい いますか、継続的な学び。それからリカレントというのですが、私は新しく学ぶだけではな くて、さらに深いことを学ぶという、そういったことも含めた学びを続けることが欠かせな い時代になってくるかと思います。そういう環境整備として、今の時点でこういったことを 実施したことに意味があると思います。以上です。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。長島委員。
- 長島委員 自己啓発等休業とはちょっと関係ないですけれども、規則を見させていただいて、 配偶者同行休業と書いてあるのですけど、同行休業とは何かなと思ったのです。
- 教育総務課長 27号の規則の方ですね、13条のところですね。
- 長島委員 5ページの改正後、改正前のもあります。
- 教育総務課長 同じようにJICA等に行った場合について、同行した場合の休業という形に なります。
- 教育長 配偶者が外国に派遣されたりして行ったときに。
- 長島委員 一緒に行って、その同行ですか。
- 教育部長 海外赴任や何かをしたときに、一緒に行くときは休業扱いでいいですよという内容 になっています。
- 長島委員 配偶者の人が、日本人学校の教員で行ったときに、家族が同行するというときも大 丈夫ということですかね。
- 教育部長 荒川区でもかつて例がありまして、夫が海外赴任するときに、妻の立場で職員がいたのですけれども、その職員は夫について海外に一緒に行くと。その期間中は休業という形で、という内容になっています。
- 教育長 その逆も、女性が行くから男性がついていくときにも使えます。

そのほかいかがでしょうか。

- 小林委員 私の専門は生涯教育をやっているのですが、生涯教育の中でもリカレントであるとかリスキリングというのは非常に重要な課題となっておりまして、日本だけではなくて世界的にも重視されているのですね。こういう形で環境整備が行われるのはとてもいいことだと思っております。
- 教育長 規則の改正に対する御賛同の御意見を承ったと理解させていただきました。このほか、 御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば、質疑を終了させていただきます。議案第26号及び議案第27号 につきまして、1件ずつお諮りいたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第26号「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第27号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第27号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等 に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について議題といたします。これも山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 11ページを御覧いただければと思います。議案第28号「幼稚園教育職員の 勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、勤勉手 当の支給月数を改めるためでございます。

経緯でございます。令和5年11月24日の教育委員会定例会におきまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正につきまして意見聴取を行い、異議はないと承認されたところでございます。その後、令和5年度11月会議、先日の会議におきまして議決されたものでございますので、教育委員会規則を併せて改正するものでございます。

改正内容でございます。意見聴取のときにも御説明申し上げましたけれども、管理職員については100分の5の引き上げでございます。定年前再任用短時間勤務職員については0. 25月分の引き上げ、一般職員については100分の10の引き上げ、一般職員の定年前再任用短時間勤務職員については0.05月の引き上げとなってございます。 3の施行期日でございます。令和5年の勤勉手当の支給につきましては公布の日、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合につきましては、令和6年4月1日を考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いします。

教育長 本件につきまして御質疑がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長ないいようですので、質疑を終了させていただきます。

議案第28号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第28号につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の 一部を改正する規則」は原案のとおり決定されました。

以上で、審議事項を終了させていただき、報告事項に移らせていただきます。

報告事項ア「区議会定例会・11月会議について」を議題といたします。三枝教育部長、 説明をお願いします。

教育部長 今回、11月会議におきましては5人の区議から7項目の質問を頂きました。まず、お一人目、自民党の北城区議でございますけれども、北城区議からは学校の建替えに当たりまして、やはり必要な機能や設備を考慮した学校施設像を示して、建替えを進めていくべきだろうという内容と、もう一つは、建替えについての将来的な財政規模の見通しについても明らかにすべきという質問を頂きました。

答弁では、質問の内容を酌み取る形で、建替えに当たっては標準仕様を策定した上で整備 していくというものと、それから建替えのコストにつきましても、財政フレームにしっかり と反映してまいりますという形で答弁してございます。

お二人目が、同じ自民党の若林区議から質問を頂きました。内容といたしましては、インクルーシブ教育についてということで、具体的に申し上げますと、子どもや保護者に対してインクルーシブ教育の理解が深まるよう積極的に取り組んでいくべきという内容でございました。

答弁といたしましては、やはり質問を受けるような形で、しっかりと理解が深まるように取り組んでまいりますという答弁を差し上げるのと同時に、障がい児の保護者については、 しっかりと支援をしてまいりますという内容で答弁をしてございます。 それから、3人目が公明党の増田区議でございます。増田区議からは不登校対策ということで2項目質問を頂いてございまして、まず1項目めが、不登校対策としてオンライン授業について出席扱いするべきであるという内容と、もう一つは、保護者についてもしっかり支援をしていくべきという内容で質問を頂いてございます。

答弁といたしましては、現在もオンライン授業の出席扱いにつきましては、国や都から明確な基準が示されていないという状況はあるのですが、やはり不登校対策として有効な手だてであろうというところで、質問の趣旨を踏まえて、出席扱いの実現に向けてしっかり検討してまいりますという内容で答弁してございます。また、保護者への支援につきましても、現在スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがきめ細かな支援を行っておりますが、今後もNPO法人との連携・協力も積極的に進めてまいりますという内容で答弁をしてございます。

それから、次がゆいの会の宮本区議から2項目の質問がございました。1項目めは、プール授業の男女別実施についてということで、こちらを具体的に申し上げますと、女子生徒が水泳の授業のときに水着姿を男子生徒に見られるのを嫌がっているという区民の声を受けて、男女別々に授業できないかという内容でございました。答弁の中では、中学校の学習指導要領で、原則として男女共習で学習を行うことが求められているというところが示されているというのを説明した上で、ただ、一方で男女共習については様々な御意見があることも承知しているというところから、教育委員会といたしましては、生徒や保護者の意見・要望に十分配慮しながら、適切な指導に努めていくという形で答弁してございます。

宮本区議の2項目めは、用務員の労働環境についてということで、夏休み期間中にワックスがけをやっているのですけれども、今年のような記録的な猛暑の中でワックスがけをするのはちょっと危険なのではないかという内容で質問がございました。

これに対しまして答弁といたしましては、労働安全対策として、産業医による労働安全研修を用務職の方々に実施していますという形で説明した上で、作業の効率化が今後も図られるように環境整備を行うとともに、より一層の安全管理の徹底に努めてまいりますという形で答弁をしてございます。

最後、共産党の北村区議からも2項目の質問がございました。1項目めが学校健診についてということで、こちらは不登校児童生徒が学校を休みがちというところで、通常の健康診断の日程で受けられないだろうという中で、別の日を設定するなり何なりして、ちゃんと受けられる体制をとるべきだという内容の質問でございました。

答弁の中では、児童生徒の健康診断につきましては、欠席した場合は学校医がいる病院等で受けられるように体制を整えながら、ちゃんと受けてくださいという形で受診勧奨を行っ

ていますと説明を差し上げ、不登校の児童生徒についても同様の対応をしておりますという 内容で答弁をしてございます。最後は、今後も健康診断の受診体制の整備に努めてまいりま すという内容で結んでございます。

2項目めが、社会科見学ですとか遠足、演劇教室、音楽鑑賞教室などについては、公費で 負担するべきという内容の質問でございました。

答弁の中では、まず音楽教室をはじめとする各種の学校連合行事、これらにつきまして、 参加費は徴収せずに、なおかつ、交通費についても補助を行っていますという形で御説明を 差し上げております。その上で、各学校が実施している遠足等の参加費についても、就学援 助で保護者負担の軽減を図っていますという形で、重ねて説明をしてございます。

最後、教育委員会といたしまして、引き続き保護者の負担について適切に判断しながら教育活動を推進していくという内容で結んでございます。

一般質問答弁内容の要旨につきましては以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 いずれもなかなか重要な視点に基づく御指摘だと思います。このインクルーシブ教育については、私も学校を視察させていただくときに、荒川区で行われている教育というのは、本当に包摂的だといつも感じますけれども、こういった形で、そういった教育を完全に分離するのではなくて、子どもたちが、若しくは親御さんが触れられるような、そういったことをしていくのは非常に重要だと思います。

社会に出るとなかなかそういった機会がないといいますか、機会がないがゆえに十分な理解ができずに行ってしまうということもあるので、ちょうどそういったことが実践されている、特に小学校だと思いますけれども、非常にいい場だと思います。以上です。

|教育長||ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。長島委員。

長島委員 私もインクルーシブ教育についてですけれども、学校を見させていただいたときに、 個別に対応しているわけですけど、拠点校からの先生でしたか、来て専門的な指導をしてい る場面を見させていただいて、包摂的にやるということも大切ですし、専門的な指導という のも必要なのだなということを思いましたということが一つ。

それから、プールの授業ですけれども、これは小・中・高で多分状況が違うかなという感じもするのですけれども、現在は中学校でも共習になっていて、それについての質問があったという理解でよろしいですか。

教育長まず最初に、杉山所長。

教育センター所長 まずインクルーシブ教育につきましては、特別支援学級の交流及び共同学 習という形で、お互いに工夫しながら思いやりの心を持つというところで発展させていきた

いと思ってございます。以上です。

教育長 長島委員がおっしゃったように特別支援教室については拠点校方式をとっていまして、 先生たちが登校している子どもたちの学校に行って、個別指導をしているという形で対応し ています。小学校が8校、中学校が2校、拠点校を設けております。

では、プールについては、下条室長。

指導室長 プールにつきましては、中学校は荒川区内すべて男女共習を原則として行っております。しかしながらそういったお声があるということを学校も理解しておりまして、例えば物理的な距離を、斜向かい、男女でやるとか、水着も今、男女で同様に着られるデザインもあるというところを保護者に投げかけています。そうした発達段階にあるお子さんのお気持ちに寄り添いながら、学習指導要領を適切に実施しているということでお答えさせていただきました。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 公明党の増田委員のところで、不登校の対策の中でオンライン授業というのがありまして、国や都から明確な基準が示されていないということはあるのですが、不登校の状態を脱するきっかけとして、オンライン授業は非常に有効です。大学で学生さんとも接することが多いですが、例えばオンライン授業であれば顔出しができるという学生さんもいますので、その辺りは柔軟に考えていただければと思っております。これが1点目です。

それと、この不登校児童生徒に対する保護者への支援も非常に重要です。実際にお子さんが不登校状態になったときに、どこに相談すればいいのかよく分からないという親御さんがたくさんいらっしゃいます。その意味では、こういった形でいろいろな機関と連携をしながら、親御さんを支えていくのはとても重要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

教育センター所長 まず、不登校のオンライン授業の出席扱いなのですけれども、一応登校の きっかけという形ですごく有効な方法かと思いますので、なるべく出席扱いの方向性で、今 後検討していくというところでやっていきたいと思っています。

2点目の保護者の支援なのですけれども、先ほどおっしゃられたように、どこに相談したらいいか分からないという、様々なお声を聞きますので、ホームページ等で相談先をしっかり周知していきたいと思っています。以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。報告事項イ「第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査結果について」を議題といたします。佐藤学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、「第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査結果について」御報告をさせていただきます。資料は23ページとなります。

委員の先生方には最終審査に御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。11月10日の定例会終了後に御審議を頂きまして、全体応募数1,205点の中から審査を頂いた結果、資料の5、審査結果という形で記載させていただきまして、各賞を割り当てる形にしてございます。

今後の予定でございますけれども、表彰式につきまして1月12日に小論文コンテスト、 それから調べる学習コンクールと合同で実施する予定になってございます。前回、御提案い ただいた表彰式でお弁当の写真をスクリーンでお示しするという御提案も頂きましたので、 その点についても工夫して行ってまいりたいと思ってございます。説明は以上となります。 教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声)

教育長 よろしいでしょうか。学務課長から説明させていただいたように、実際の作品といい ますか写真を見ながら受賞者に賞状をお渡しいただければと思ってございます。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項ウ「令和5年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職選考合格者について」を議題といたします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 25ページを御覧ください。「令和5年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職候補者選考合格者について」令和5年11月29日、東京都教育委員会より選考の合格者が発表されましたので、本区の合格者について御報告いたします。

まず初めに、校長職候補者選考合格者でございます。今年度は小学校籍4人、中学校籍3 人の合計7人が合格いたしました。

まず、汐入東小学校、水田博。峡田小学校、執行和弘。尾久小学校、中川清彦。赤土小学校、首藤睦。第五中学校、水村亮。第七中学校、和田剛。そして、教育委員会統括指導主事の原田正伸でございます。なお、昨年度は3名の合格者でございました。

続きまして、教育管理職選考(A選考)、主に指導主事として任用される者でございます。 今年度は小学校籍2名、中学校籍1名のいずれも主幹教諭が合格いたしました。

第五峡田小学校主任教諭、秋山恭子。第三日暮里小学校主任教諭、宮崎友美子。南千住第二中学校主任教諭、平岡祐樹。以上でございます。 A 選考は、昨年度は 2 名の合格者でございました。

そして、教育管理職選考(B選考)、主に副校長として任用される者でございます。小学校主幹教諭4人、中学校主幹教諭3人、中学校主任教諭1人、計8人の合格でございます。

第五峡田小学校主幹教諭、菅原周一郎。第九峡田小学校主幹教諭、清田将史。尾久小学校主幹教諭、齋藤友香里。大門小学校主幹教諭、石川亮。第一中学校主幹教諭、三木浩敬。第三中学校主任教諭、片岡美佳。第七中学校主幹教諭、寺田篤史。第九中学校主幹教諭、石畠良平。以上でございます。なお、昨年度は合格者6名でございました。

最後、C選考でございますが、今年度も該当者なしというところでございます。 簡単ではございますが、報告は以上でございます。

教育長 合格者の激励会でも話したのですけれども、今年度は2次選考(面接)に進んだ副校 長先生たちは全員合格ということで、大変すばらしい成績をあげられました。受験された先 生たちの御努力もそうですし、御指導いただいた校長先生たちの御努力の成果も最大限に発 揮されました。荒川区の校長会では受験者に対して、年間を通して面接練習等の講座を時間 外で開いていただいて、そういった御努力が今年度も見事に実を結んだものと考えてござい ます。

ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

- 坂田委員 今年度は多数の方がそういった御努力の下、合格されて大変すばらしいことだと思います。 1 点、小学校ですね。特に多数の方が校長職に合格されているのですけれども、候補者の方が恐らくたくさんおられたからだと思うのですが、何かそれ以外に事情がございますでしょうか。
- 指導室長 校長職候補者選考を受けるに当たりましては、副校長、管理職として4年以上の職務経験が必要となります。いわば有資格者が、そういったところで条件付けがされます。そういった面で今回、今まで合格を目指してきた方と、新規に有資格者になった方が合わさって、今年度は比較的多めの合格者になったと御理解いただければと思います。
- 教育長 加えて先生たちや指導室の支援も大きかったのではないかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちなみに校長職等については、今年合格したからといってすぐ来年度校長ではなくて、来年度若しくは2年間任用審査という形で、校長としての適格性について都教委が判定を行った上で昇格という形になります。

それでは、よろしければ次に移らせていただきます。報告事項エ「令和5年度合同表彰式 の実施について」を議題といたします。下条室長、説明をお願いします。

指導室長 27ページを御覧ください。「令和5年度合同表彰式の実施について」御報告いた します。荒川区の教育ビジョンに位置付けられております国語力の向上、学校図書館活用、 食育の推進等、重要な教育施策につきまして、児童生徒の取組や保護者、関係機関の協力を たたえて、未来の荒川区を担う人材へ育つことを願って合同表彰式を行うものでございます。 日時でございます。令和6年1月12日金曜日、午後4時から午後5時まで。会場はゆいの森あらかわ、ゆいの森ホールとなります。対象はこの後、御説明がありますが、「あらかわ小論文コンテスト」、そして、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」、先ほど学務課長から御説明がありました「あらかわお弁当レシピコンテスト」、この三つを表彰するものでございます。

中ほど、式の流れでございます。まず初めに、高梨教育長から御挨拶を頂き、続いて来賓 を御紹介いたします。その後、あらかわ小論文コンテスト、図書館を使った調べる学習コン クール、そして、あらかわお弁当レシピコンテストの順で表彰を行ってまいります。

裏面を御覧ください。列席者(予定)でございます。この表のとおりでございます。

また、その他のところでございますが、式終了後、記念写真撮影を行わせていただきたいと思いますので、あらかじめ御承知おきください。なお、表彰につきましては区長賞及び教育委員会賞のみ当日行うということで、校長会賞、奨励賞等については各学校の校長から児童生徒へ授与するという形にさせていただいております。

また、27ページにお戻りいただきまして、今回の合同表彰式につきましては、教育委員会の後、ゆいの森あらかわ、ゆいの森ホールで執り行わせていただきます。御出席の方をどうぞよろしくお願いいたします。また、教育委員の先生方には教育委員会賞についてプレゼンテーターをお務めいただければと、ぜひお願いいたします。

4の(5)の「授与者」というところでアンダーラインを引かせていただいているところがございます。ぜひこちらの方を先生方の御希望を踏まえて決定させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。 1 月の教育委員会の後 に表彰式をゆいの森ホールという形で、子どもたちにとってはより晴れがましい会場で行わ せていただきたいと思ってございます。

下条室長から話のありました授与者につきましては、この後、協議会で御調整させていた だいてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

教育長では、そのようにさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項オ「令和5年度『あらかわ小論文コンテスト』の審査結果 について」を議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 29ページを御覧ください。「令和5年度『あらかわ小論文コンテスト』 の審査結果について」御報告を申し上げます。10月27日の定例教育委員会にて各教育委 員の先生方には審査をお願いさせていただきました。審査基準に基づく厳正な審査、大変あ りがとうございました。各先生方に最終の審査をしていただいた結果、30ページから35ページのとおりに決定いたしましたので、御報告を申し上げます。なお、御手元に選定していただきました作品を御用意いたしましたので、後ほど感想等をお話しいただけると幸いでございます。

今後の予定といたしまして、先ほど指導室長から御説明がありました合同表彰式にて表彰 を行う予定でございます。以上でございます。

- 教育長 先生方から小論文コンテストの御審査を頂いた御感想、御意見等をお一人ずつ承れればと思ってございます。恐縮ですけれども、お一人お一人御指名させていただきます。初めに小学校からいきましょうか。小学校第一学年を御担当いただきました長島委員、御感想等ありましたらお願いいたします。
- 長島委員 第1学年を担当させていただいて、まず全体的なことですけれども、字数が400字以上1,200字以内となっていたと思いますけど、15本あったと思うのですが、分量は様々で、大きくいうと、分量が少ないとまとまりがあって、字数が多いとややまとまりに欠けるというか、少し違うところに行ってしまうようなところもあったのかなと思います。

山本さんの「わたしのほうせきばこ」というのを区長賞に選ばせてもらいましたが、図書が「まほうのほうせきばこ」という図書で、私は読んだことがないのですが、「まほうのほうせきばこ」から読み取ったことを自分自身の気持ちというか、言葉に置き換えて表現していて、例えば気持ちがたまってしまうときには、この宝石箱のように気持ちを出せる場所を作ることが大切だとか、心の中に気持ちをたくさん閉じ込めてしまうと、いろいろな気持ちが混ざってしまうけれども、気持ちが混ざってしまわないように表に出していきたいとか、それから家族や友達がつらい気持ちになっていたら、私が宝石箱を渡す番になりますと。そして、みんなに気持ちを表せる場所があることを教えてあげたいですという表現があって、自分の感じたこと、考えたことを素直にといいますか、伝えることがよく伝わってきて、区長賞に選ばせていただきました。以上です。

- 教育長 ありがとうございました。それでは、小学校第2学年を御担当いただきました小林委員、いかがでしょうか。
- 小林委員 小学校2年生ということではあるのですが、選ぶに当たってのポイントとしては、 まず論文コンテストですので論理性、そして視野の広さということ、3番目としては訴える 力の強さという観点から選ばせていただきました。

私が区長賞に選ばせていただいたのは、古澤花音さんの「わたしのゆう気が出る言ば」です。非常に心を打つもので、最初の方だけ少し時間がかかるのですけど、読ませていただきます。

私の優しい大好きなおばあちゃんが、「一生の宝物にしてね。困ったことがあったらいつでもこの本を開いてみてね」と言って、夏休みに1冊の本を私にプレゼントしてくれました。その本は「ディアガール おんなのこたちへ」という本です。この本を読んで私はすてきだなという言葉を幾つも見つけました。その中でも好きな文は、周りを気にせずにあなたの色を塗ろう。好きなものをいっぱい飾ってあなただけの場所を作ろうといった、こういった文は私の胸に響きました。すばらしい導入です。また、「私は将来小学校の先生になりたいと思います」という文も非常にひかれました。それで区長賞という形で選ばせていただきました。とてもすてきな文章でした。

また、今回、区長賞、教育委員会賞、校長賞とあったのですが、奨励賞にするか選外というか佳作にするかということで、実はここで非常に迷ったのです。それだけおのおのの論文のレベルが高く、長年続けてきた、そういった成果が表れているのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。それでは、小学校第3学年を担当した三枝部長、お願いします。

教育部長 私、3年生を担当させていただきましたけれども、3年生でここまで書けるのはす ごいな。いろいろ選抜された中での作品ばかりだとは思いますけど、本当に皆さん、感性が みずみずしいなと思いました。

私が選んだのは大門小の下総彩仁さんの「命をつなぐこと」ということで、読んだ本が「いのちをいただく」という本なのですが、この児童の作品の文中の説明では、恐らく牛を屠殺するお仕事の方の本を読んだのかなと。このお子さん、表現の仕方もすごくよくて、食べ物、肉や魚や野菜や果物を食べるということは命を頂くことなのだというのに気付きましたと言っているのですけれども、引用しますと、「この本を読んで、僕はかわいいと思っていた動物をおいしいと思って食べてしまっていることに気がつきました」と。面白い表現だなと思いました。

ここで命を頂くというところに本人は気付くのですけれども、さらにそこから命を頂くということは、その命が自分の中で生きていくのだと。要は頂くだけではなくて、自分はその命をつないでいるのだというところまで話を持っていくのです。だから、相当よく考えているなと思いました。やっぱり表現の仕方が、最後もよかったのですけれど、「僕の体の中でたくさんの命が生きていて、それにより僕は生きています。だからこそ自分の命を大切にして一生懸命に生きることが、今の僕にできる命をつなぐことだと思いました」という表現をされているのですね。だから、このお子さんは本当に優秀な子なのだなと思いながら、区長賞に選ばせていただきました。以上です。

教育長 ありがとうございました。続きまして、第4学年、繁田委員ですけれども、本日御欠 席ということで、繁田委員には汐入小学校の京藤光佑さん、題名は「夢に向かって…」とい うことで、対象図書名は「海よ光れ!3・11被災者を励ました学校新聞」を題材に区長賞 の論文を作成していただきました。おめでとうございました。

続きまして、小学校第5学年、杉山所長、お願いします。

- 教育センター所長 私が区長賞に選んだのは、第三瑞光小学校の鈴木一香さんの「一本の用水路」でございます。本は「大地をうるおし平和につくした医師中村哲物語」を読んでこの論文を書いたというところで、まず、論の構成が大変すばらしい作品だなと感じました。最初の書出しが、平和とは何だろうかというところからスタートしまして、本を読んで最後に、平和を守っていくためには、自分の周りの友達たちを笑顔にしていくのだという表現が大変すばらしいと感じて、私は区長賞に選びました。以上でございます。
- 教育長 ありがとうございました。それでは、小学校第6学年を御担当された坂田委員、いかがでしょうか。
- 坂田委員 6年生、ほかの学年もそうかもしれませんが、人権、それから倫理、広い意味でのウェルビーイング、こういったものの中で結構シリアスなといいますか、6年生が正対するに当たっては結構難しい課題を皆さん取り上げておられたと思います。その中で「生きる意味」というものを区長賞に選ばせていただいたのですが、この作文で、私の理解では二つのことを言っていて、人生厳しいことも起こるわけですけれども、そういった中で頑張って生き抜いて挑戦するということと、それから命をつなぐということ。二つのことをおっしゃっていて、選考の基準としては、自分事としてどれぐらい深く考えておられるかどうか。どの作品も最終選考に上がったものは自分事にされているわけですけど、この「生きる意味」は、特にそういったところがよく考えられていたということで選ばせていただきました。以上です。
- 教育長 ありがとうございました。最後に中学校を担当したのは私ですけれども、他の学年を 御担当された先生方と同様に、毎年荒川区の小中学生はこの小論文に取り組んでいるという 成果が如実にうかがわれる大変すばらしい論文ばかりでした。自分事として捉えて、また、 自分の意見をはっきり持って、それを分かりやすく表現している作品ばかりで、ただ単に読 書感想文の域にとどまらず、その読書なり見聞きしたテーマを基に、自分の考えをしっかり 構築されておりました。

区長賞に選ばせていただいた多田莉緒さんですけれども、正しい考えを持ち、それを友達、 そして世の中に広げ、日本のためになれるような行動のできる人が増えることが、これから の日本に必要なのではないだろうかという形で、自分だけではなくて社会に目を向けて、社 会に対してアピールする姿勢にとても好感が持てたところでございます。

先ほど杉山所長から説明がございましたように、ぜひ教育委員の先生方には表彰式において、区長賞だけでなく、賞を獲得した小中学生に、御称賛の言葉をかけていただき、賞状をお渡しいただければと思ってございます。ありがとうございました。

次に移らせていただきます。報告事項カ「荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案について」を議題といたします。須田文化交流推進課長、説明をお願いします。

文化交流推進課長 荒川区文化芸術振興プラン第四次の素案を取りまとめましたので、報告させていただくものでございます。

策定の趣旨でございます。区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けまして、現行の第三次芸術文化振興プランを改定させていただきまして、今後5年、令和6年から10年の芸術文化施策のさらなる推進に向けた方向性を示す計画として策定させていただくものでございます。

恐れ入ります。めくって39ページをお開きいただければと思います。こちら概要版になります。2番のプランの方向性と基本理念でございます。こちら第三次プランの期間中に発生いたしました世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、芸術文化の分野におきましても活動が大きく制限されるという状況がございました。一方で、芸術文化は人々に安らぎや希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識され、新しい生活様式の下、芸術文化活動におきましても、デジタル技術を活用する試みも多く生まれてきたという状況がございます。

そこで、方向性といたしまして第三次プラン、現行のプランの取組状況を点検・評価した上で、各事業や取組を四次プランではさらに充実してまいりたいと考えてございます。また、今後5年間、令和6年から10年なのですけれども、コロナ禍により一時的に停滞を余儀なくされた区の芸術文化の再生と復興を図る重要な時期と捉えまして、第三次プランで掲げた基本理念を引き継ぎ、芸術文化振興をさらに推進していきたいという方向性で考えてございます。

そこで基本理念といたしまして、「区民が主役の芸術文化の振興により、区民の幸福実感 を高めるとともに、荒川区の魅力を内外に発信し、区民・生活・地域が芸術文化でつながる まちを創る」という基本理念、こちら現行プランから引き継いだ基本理念になります。

続きまして、3番の具体化に向けたキーワードでございます。「ひろげる」、「たかめる」、「つなぐ」ということで進めてまいりたいと考えてございます。キーワードと基本目標につきましても現行プランから引き継いだ形になります。

基本目標1から5、五つを定めさせていただきまして、特に基本目標2では「子どもの創

造力を高める」ということで、子どもたちの創造力・想像力を高めるために、優れた芸術に触れる機会や、子どもの自由な発想を育む基礎となる体験等の取組を推進してまいりたいと考えております。また、芸術文化と教育分野の連携の一層の強化を図りたいと考えてございます。

恐れ入ります。また、次のページをおめくりいただければと存じます。こちら施策の体系を図にまとめさせていただいております。右側のページにおきましては、基本目標にぶら下がる施策と主な取組などを書いてございます。現行のプランと大きく違いますところは、重点施策というものを定めさせていただいたところでございます。各施策のうち、区民の芸術文化活動を後押しする施策ですとか、荒川区ならではの特色ある文化を、区民がさらに身近に感じられるように推進する施策を重点施策と位置付けて、重点的かつ優先的に推進してまいりたいと考えてございます。重点施策につきましては星印がついてございますけれども、こちらの五つになってございます。

恐れ入ります。前の38ページにお戻りいただければと思います。今後の予定でございますけれども、12月18日に議会の観光文化調査特別委員会で報告させていただきまして、12月21日から1月11日までパブリックコメントを実施させていただきます。翌年の3月上旬にパブリックコメントを踏まえて修正させていただいた内容を、また教育委員会で報告させていただきまして、3月末に計画の策定・公表とさせていただきたいと考えてございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。 小林委員 では、1点よろしいでしょうか。この芸術文化振興プランは大変すばらしいものです。荒川区は「読書のまちづくり」ということで取り組んできたのですが、それに加えて、 やはり芸術文化でまちづくりをするということがとても重要だと思うのです。荒川区で小中学校の保護者の方といろいろお話をすることがあるのですが、読書の次は芸術を身近なとこ るで楽しめる、そういった環境をぜひ整備していただきたいという声が多いですので、この文化振興プランは非常に重要です。

また、私の知り合いで、早稲田大学を卒業した後、東京藝術大学に行きまして建築を学んだ建築家がいるのですが、話をしたときに、荒川区は家賃が安いこともあって、東京藝大生は、在学中は荒川区に住んでいるのだけれども、しかしながら彼らが卒業していくと荒川区を出て行ってしまうと。これはすごく残念なことではないかと彼は語っているのです。

そういった芸術家の卵を育てながら、その力をまちづくりに生かすといったことができると、お互いにウィン・ウィンではないかと思われます。この「芸術文化で地域力を高める」

の中で御検討いただけるとよろしいかなと思っております。

- 教育長 このプランの中に追記できるようであれば、また工夫していただければと思います。 そのほか先生方、いかがでしょうか。
- 坂田委員 意見があるわけではないのですけれども、この基本目標、もともとの五つですが、 1から5までの順番も含めて、どう見るかということで、1番が全体の、まずそもそも芸術 文化活動が活発でなければ2から5は成り立たないということで、一番基盤になっていて、 基本目標の2というのは、1番の中の一部ということだと思うのです。荒川区らしく活動の 活性化の中で、子どもというのを特出しして、このプランの中に設定していると、私として は見ています。

3番は、そうやって活性化したものを未来につないでいくということで、1と2と3がそういう形で組み合わさっていると。4番と5番というのは、そうやって生まれた芸術文化活動を、地域力を高めるとか、荒川区の魅力を発信するという形で活用するというか、そういう構成になっているのではないかなと思います。

そういう意味では、キーワードの1番目の「すべての区民が主役になる」というところなのですけど、バランスもあるので、必ずその方がいいというわけではないですが、多少「子ども」という言葉がここにあったほうが、今のような構成と合っているのではないかなと思います。以上です。

教育長 このキーワードにですね。

坂田委員 はい。若しくはキーワードの説明のところです。

文化交流推進課長参考にさせていただきます。

教育長 長島委員。

- 長島委員 一つは確認なのですけれども、説明の中で重点施策と位置付けてありましたけれど も、これ今回が初めてということでしょうか。第三次のときも、前回のときもあったという ことでしょうか。
- 文化交流推進課長 重点施策を定めさせていただくのは今回が初めてとなっております。前回 は重点プロジェクトという形で、区民は主役プロジェクト、地域文化発信プロジェクト、読書のまちプロジェクトということで、それぞれの施策を横串に刺したような形なのですけれ ども、それだとちょっと分かりにくいかなと思いまして、今回、区民の皆様にも取り組みやすく、分かりやすくお示しさせていただくということで、これに力を入れていくのだということで、重点施策ということで初めて位置付けさせていただいたところでございます。
- 長島委員 あともう一つですけれども、以前に幼稚園と東京藝大とが連携しているプロジェクトの、実際に見ることはできなかったのですが、報告書を読ませていただいて、非常にすば

らしい実践をされているなという印象を持っていたのですが、今、これを見させていただくと、93ページ、94ページの「子どもの創造力を高める」のところに、藝大との連携事業で音楽分野とワークショップとかありますよね。大事にしてやってほしいなという、感想というかお願いになります。以上です。

教育長 ありがとうございます。教育委員会の直接の所管は区立幼稚園ですけれども、これからもぜひそういった藝大との交流、あるいは藝大生に御助力いただいて、子どもたちの感性を豊かにする取組を継続していきたいと思います。

先ほど須田課長からもお話がありましたように、この後、議会に報告して、21日からパブリックコメントを実施する予定となってございますので、本日頂いた御意見を参考にしていただき、この素案をよりよいものにしていってほしいと思います。また、後日お気付きになった点等については、パブリックコメントの実施まで、若しくはパブリックコメントも併せて最終案という形で3月に教育委員会に報告をしていただく予定ということですので、そのときまでに御意見をお寄せいただければと思ってございます。よろしくお願いします。

次に報告事項キ「伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の選考結果について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 141ページを御覧いただければと存じます。荒川区伝統工芸技術継承者育成 支援事業における短期現場実習候補者について、実習者を受け入れる伝統工芸技術保持者 (以下、受入保持者)による選考を実施した結果、実習者を決定したため、今回報告をいた します。

内容でございますが、短期現場実習支援事業(ステップ1・職人見習い)の概要でございます。受入保持者が実習者を受け入れ、3か月間の現場実習を実施し、保持者となることに対する実習者の意思の確認及び素質の検証を行います。支援内容は保持者への指導料として日額5,000円を支給、実習者への研修手当として日額3,000円を支給いたします。

応募状況及び選考結果でございます。今回は応募者が全部で10名いらっしゃいました。

選考経過でございます。書類審査は荒川区伝統工芸技術短期現場実習申込書を基に、受入 保持者等による書類審査を実施し、応募者を面接選考対象者といたしました。面接選考とし て、下記の受入保持者による面接選考を実施し、実習者を決定いたしました。

4名でございます。まず一人目、業種、寄席文字・勘亭流文字・江戸文字。受入保持者は中村泰士さん。実習者は神山侑子さん。住所は埼玉県でございます。次は額縁でございます。受入保持者は吉田一司さん。実習者は加納伊奈子さん。住所は埼玉県でございます。三人目は彫金でございまして、受入保持者は田村尚子さん。実習者は長井友里さん。住所は東京都。最後、木版画摺。受入保持者は小川信人さん。実習者はマージーキさん。住所は東京都でご

ざいます。

今後の予定でございますが、令和6年1月から3か月間で、令和5年度短期現場実習の実施、また、継承者支援事業(ステップ2)の対象者を決定いたします。4月からは令和6年度継承者育成支援事業の実施をいたしまして、5月からは次の、令和6年度の短期現場実習支援事業(ステップ1)の受入保持者を募集するというものでございます。

裏面については、参考で伝統工芸育成支援事業の概要、また、研修修了者・研修者を掲載 させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 質問なのですけれども、実習者の決定4名で、業種がそれぞれ書いてありますけど、 応募者数10人というときに、10人の方の業種といいますか、どんな傾向だったのかとい うのをもし分かったら教えていただきたいです。

生涯学習課長 寄席文字・勘亭流文字・江戸文字については4名いらっしゃいまして、ここが 一番多く申込みがございました。次に多かったのが木版画摺で3名、次が彫金で2名、最後 額縁で1名の応募がございました。

教育長 よろしいですか。

長島委員 複数あって、そこから1人ずつ実習者が決まったということですね。

生涯学習課長 そうでございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

坂田委員 今回応募者が非常に多くて、4人の方が決まって本当によかったと思います。今回、 応募者が多かったというのは、何か理由があるのですか。

生涯学習課長 例年申込みの締切りぐらいに多くの申込みがあるのですけれども、締切日に近づいたときに実際1人しか応募がなくて、さらに応募を拡大しまして、東京学藝大学とかハローワーク等、追加で応募の御案内をしたところ多く来たところでございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 ぜひ来年度は、当初から P R をどんどん重点的に行っていただきたいと思います。 そのほかいかがでしょうか。

では、私から。このマージーキさんはどこの国の人ですか。

生涯学習課長 出身は香港でございまして、日本語はもちろんお話しできますし、英語も日常会話ならできるところでございます。きっかけとしては、浮世絵版画とコラボでの木版画の作品を販売していたところを見まして、その職人のプロフィールを見て、その方が職人見習いに応募して伝統工芸士になったというところから興味を持ったということを聞いております。

教育長では、小川さんにとっても初めての弟子になるわけですね。

小川さんともども、マージーキさんも頑張っていただければと期待させていただきます。 ほかによろしいでしょうか。

では、最後に報告事項ク「第16回柳田邦男絵本大賞関連イベント、表彰式及び講演会の 開催について」を議題といたします。山下ゆいの森課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 それでは、143ページを御覧ください。「第16回柳田邦男絵本大賞関連イベント、表彰式及び講演会の開催について」でございます。

応募状況でございますが、確定数字を御報告させていただきます。応募数全体といたしましては1,920件、前年度1,704件ということで200件以上の増となってございます。子どもの部が1,897件、一般の部が23件という内訳となってございます。保育所・幼稚園、小学校、中学校、一般等の詳しい内訳については記載のとおりとなってございます。中学校は特に前年比プラス206ということで、かなり増となってございます。

続きまして2番、柳田邦男絵本大賞関連イベント、表彰式及び講演会の日時及び場所でございます。日時はかねてから御案内のとおり、令和6年1月28日、日曜日、表彰式開始が2時となってございます。その前にあらかわBOOKリーダー、Sによる絵本の読み聞かせが10時からとなってございまして、柳田邦男先生の講演会が4時から4時40分までということで、4時40分で終了という形で考えてございます。

場所は、ゆいの森あらかわ1階ゆいの森ホールでございます。

今後の予定でございますが、12月11日号の区報に掲載いたしまして、12月下旬に受賞者決定、1月28日当日という形で考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 今年は中学校の応募数が増えまして、全体としての合計の応募数も増えたので、と てもよかったなと思っております。以上です。

ゆいの森課長 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、その他の報告事項として、教育委員会の日程につい て事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 147ページをお開きいただければと思います。まず最初に先ほどから出ておりました合同表彰式、1月12日金曜日の教育委員会が終わった後の16時から17時、ゆいの森あらかわの方で実施をいたします。また、一つ飛んで、柳田邦男絵本大賞については1月28日の実施でございます。

中ほどでございますけれども、小学校長会との懇談会、中学校長会の懇談会につきまして

は、日程について同日、続けて実施をしたいと考えております。なかなかそれぞれの校長会 と日程がとれなかったものですから、続けて実施をさせていただければと思っております。

そのほか研究発表につきましては、各校、時間が決まりましたので記載をさせていただい たところでございます。

それと、次回の12月22日の定例会ですが、予定する案件がございませんので、できましたら休会にさせていただければと思っております。以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第23回定例会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。

了